令和3年7月26日

第10回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第10回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和3年7月26日(月)午後3時場 所 倉吉市役所 A会議室

1	開	수
_	1711	\rightarrow

- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 議 事
- 5 教育長報告
- 6 報告事項 各課報告(別紙)
- 7 その他
- 8 閉会

議案第 32 号

倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正及び 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区における 建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正について

倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成8年倉吉市条例第33号)及び、倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成12年9月29日条例第33号)の一部を変更することについて、本委員会の承認を求める。

令和3年7月26日提出

倉吉市教育委員会教育長 小 椋 博 幸

倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正及び倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保 存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正について

【改正理由】

平成31年4月1日に重要伝統的建造物群保存地区の選定の申出に関する規則(昭和50年文部省令第32号)が改正され、文部科学大臣が重要伝統的建造物群を選定するにあたり市町村が行う申出の際に提出する保存地区の計画「保存計画」が「保存活用計画」へ改められたため、倉吉市内の伝統的建造物群保存地区について策定する計画を保存活用計画に改めるよう、倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例及び倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正するものです。

【改正要旨】

1 倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正

- 第1条関係
- (1) 教育委員会は、保存地区を定めたときは、当該保存地区の保存及び活用に関する計画(以下「保存活用計画」という。)を定めるものとすることとした。 (第13条関係)
- (2) 保存活用計画で保存地区の保存及び活用のために必要な事業計画に関する事項を定めることとした。 (第13条関係)
- (3) その他所要の改正を行うこととした。
- 2 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改 正 第2条関係
- (1) 1に伴って所要の改正を行うこととした。

(第3条、第7条~第9条関係)

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

附則関係

倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例及び倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区における建築 基準法の制限の緩和に関する条例の一部を改正する条例

(倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正)

第1条 倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成8年倉吉市条例第33号)の一部を次のように改正

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する 同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場 合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合に は、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加 える。

改正後 改正前

(保存活用計画)

- |第13条 教育委員会は、本市が都市計画に保存地区||第13条 教育委員会は、本市が都市計画に保存地区| を定めたときは、審議会の意見を聴いて、当該保存 地区の保存及び活用に関する計画(以下「保存活用 計画」という。)を定めるものとする。
- 2 保存活用計画は、次に掲げる事項について定め2 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定 るものとする。
 - (1) 保存地区の保存及び活用に関する基本計画 に関する事項
 - (2) 略
 - (3) 保存地区内における建造物の保存整備計画 に関する事項
 - (4) 保存地区内における建造物及び伝統的建造 物群と一体をなす環境を保存するために特に必 要と認められる助成措置等に関する事項
 - (5) 保存地区の保存及び活用のため必要な管理 施設及び設備並びに環境の整備計画に関する事 項
 - (6) 保存地区の保存及び活用のために必要な事 業計画に関する事項
- 3 教育委員会は、保存活用計画を定めたときは、こ3 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたとき れを告示しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、保存活用計画の変更 4 について準用する。
- の規定による許可を受け、又は前条後段の規定に よる協議をすることを要しない。この場合におい て、これらの行為で第14条第1項の許可又は前条 後段の協議に係るものをしようとする者は、あら かじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しな ければならない。
 - $(1)\sim(6)$ 略
 - (7) 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条 例第50号) 第4条第1項の規定により指定され

(保存計画)

- を定めたときは、審議会の意見を聴いて当該保存 地区の保存に関する計画(以下「保存計画」とい う。)を定めるものとする。
- めるものとする。
 - (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する 事項
 - (2) 略
 - (3) 建造物の保存整備計画に関する事項
 - (4) 建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環 境を保存するために特に必要と認められる物件 に係る助成措置等に関する事項
 - (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び 設備並びに環境の整備に関する事項
 - は、これを告示しなければならない。
- 保存計画を変更しようとするときは、審議会の 意見を聴き、当該保存計画を変更し、これを告示し なければならない。
- 第17条 次に掲げる行為については、第14条第1項第17条 次に掲げる行為については、第14条第1項 の規定による許可を受け、又は前条後段の規定に よる協議をすることを要しない。この場合におい て、これらの行為で第14条第1項の許可又は前条 後段の協議に係るものをしようとする者は、あら かじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しな ければならない。
 - $(1)\sim(6)$ 略
 - (7) 鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条 例第50号)第4条第1項の規定により指定され

た鳥取県指定保護文化財、同条例第25条第1項 の規定により指定された鳥取県指定有形民俗文 化財、同条例第30条第1項の規定により指定さ れた鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取 県指定天然記念物の保存に係る行為

(8)~(16) 略

ない。

た鳥取県指定有形文化財、同条例第25条第1項 の規定により指定された鳥取県指定有形民俗文 化財、同条例第30条第1項の規定により指定さ れた鳥取県指定史跡、鳥取県指定名勝又は鳥取 県指定天然記念物の保存に係る行為

(8)~(16) 略

(倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正) 第2条 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例(平成12 年倉吉市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改 正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後

(居室の採光の制限の緩和)

している建築物その他の工作物(保存条例第13条 の規定により定められた保存計画(以下「保存計 画」という。)で規定する建築物及び工作物をいう。 以下「伝統的建造物」という。)で法第3条第2項

の規定により法第28条第1項の規定が適用されな いものを増築し、改築し、大規模の修繕をし、又は 大規模の模様替をする場合(以下「増築等する場 合」という。) において、当該伝統的建造物が、そ の保存活用計画に定める修理基準に適合し、かつ、 保存活用計画上やむを得ないものと認めて市長が 許可したときは、法第28条第1項の規定は、適用し

(準防火地域内の木造の建築物の外壁及び軒裏の 制限の緩和)

第7条 伝統的建造物を増築等する場合において、 当該伝統的建造物の外壁及び軒裏並びにこれに附 属する高さ2メートルを超える門又はへいで延焼 のおそれのある部分が、その保存活用計画に定め る修理基準に適合し、保存活用計画上やむを得な いと認められ、かつ、前条各号に掲げる全ての措置 を講じたときは、令第136条の2第3号及び第5号 の規定は、適用しない。

(準防火地域内の建築物の開口部の制限の緩和)

第8条 伝統的建造物を増築等する場合において、 第8条 伝統的建造物を増築等する場合において、 当該伝統的建造物の外壁の開口部で延焼のおそれ のある部分が、その保存活用計画に定める修理基 準に適合し、<u>保存活用計画</u>上やむを得ないと認め られ、かつ、次の各号に掲げる全ての措置を講じた ときは、法第61条による防火戸その他令に定める 防火設備に関する規定は、適用しない。

改正前

(居室の採光の制限の緩和)

第3条 保存地区内における伝統的建造物群を構成第3条 保存地区内における伝統的建造物群を構成 している建築物その他の工作物(保存条例第13条 の規定により定められた保存計画(以下「保存計 画」という。) で規定する建築物及び工作物をいう。 以下「伝統的建造物」という。)で法第3条第2項 の規定により法第28条第1項の規定が適用されな いものを増築し、改築し、大規模の修繕をし、又は 大規模の模様替をする場合(以下「増築等する場 合」という。) において、当該伝統的建造物が、そ の保存計画に定める修理基準に適合し、かつ、保存 計画上やむを得ないものと認めて市長が許可した ときは、法第28条第1項の規定は、適用しない。

> (準防火地域内の木造の建築物の外壁及び軒裏の 制限の緩和)

第7条 伝統的建造物を増築等する場合において、 当該伝統的建造物の外壁及び軒裏並びにこれに附 属する高さ2メートルを超える門又はへいで延焼 のおそれのある部分が、その保存計画に定める修 理基準に適合し、保存計画上やむを得ないと認め られ、かつ、前条各号に掲げる全ての措置を講じた ときは、令第136条の2第3号及び第5号の規定 は、適用しない。

(準防火地域内の建築物の開口部の制限の緩和)

当該伝統的建造物の外壁の開口部で延焼のおそれ のある部分が、その保存計画に定める修理基準に 適合し、保存計画上やむを得ないと認められ、か つ、次の各号に掲げる全ての措置を講じたときは、 法第61条による防火戸その他令に定める防火設備 に関する規定は、適用しない。

 $(1)\sim(5)$ 略

(伝統的建造物以外の建築物及びその他の工作物 に関する制限の緩和)

- ある伝統的建造物以外の建築物及びその他の工作 物で、保存活用計画で定める修景基準に適合する もの(以下「修景基準に適合する建築物」という。) を新築し、増築し、改築し、大規模の修繕をし、又 は大規模の模様替をする場合において、当該修景 基準に適合する建築物が、次の各号に掲げる全て の措置を講じ、かつ、避難上、安全上及び防火上の 支障がないと認めて市長が許可したときは、法第 44条第1項の規定又は法第61条の規定による防火 戸その他令で定める防火設備に関する規定は、適 用しない。
 - (1)及び(2) 略
- 2 略

 $(1)\sim(5)$ 略

(伝統的建造物以外の建築物及びその他の工作物 に関する制限の緩和)

- 第9条 保存地区内の伝統的建造物を含む街区辺に 第9条 保存地区内の伝統的建造物を含む街区辺に ある伝統的建造物以外の建築物及びその他の工作 物で、保存計画で定める修景基準に適合するもの (以下「修景基準に適合する建築物」という。) を 新築し、増築し、改築し、大規模の修繕をし、又は 大規模の模様替をする場合において、当該修景基 準に適合する建築物が、次の各号に掲げる全ての 措置を講じ、かつ、避難上、安全上及び防火上の支 障がないと認めて市長が許可したときは、法第44 条第1項の規定又は法第61条の規定による防火戸 その他令で定める防火設備に関する規定は、適用 しない。
 - (1)及び(2) 略
 - 2 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。